電子化した証明書(e-証明書)の発給対象となる証明書の拡大について

令和7年11月12日

1. 令和7年11月26日以降の申請から、オンライン交付が可能な電子化した証明書(e-証明書) の発給対象を拡大し、以下「4」の証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体 の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択すること が可能になります。これにより、e-証明書を選択した場合は、申請者は在外公館の窓口に一度も 行くことなく証明書を受け取ることが可能となりますので、ぜひご利用ください。

参考) 証明オンライン申請とは https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

- 2. なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画が<u>外務省ホームページ</u>に掲載されていますのでご確認ください。
 - (1) 「オンライン在留届(ORRネット)」からオンライン申請すること。
 - (2) 手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
 - (3) 戸籍謄(抄)本の原本を必要とする証明を申請する場合は 「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

※符号の取得方法及び有効期限等につきましては、「5」をご参照ください。

- 3. また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷した物が受理されず、従来の 紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場 合は、証明書を申請される前に、提出先に e-証明書による対応が可能かご確認いただくことを お勧めします。
- 4. 令和7年11月26日以降、当館でe-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。 ※当館が管轄する地域以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。
 - (1) 在留証明 ※令和7年5月発給開始
 - (2) 戸籍事項記載証明
 - (3) 出生証明
 - (4) 婚姻要件具備証明
 - (5) 婚姻/離婚証明
 - (6) 旅券所持証明
 - (7) 在留(転出)届出済証明

5. 符号の取得及び有効期限について

- (1) 符号の取得(使用)方法
 - 申請者本人がマイナンバーカードをお持ちの場合は、ご自身のマイナポータルより符号の取得が可能です。
 - 申請者本人がマイナンバーをお持ちでない場合は、 <u>同一戸籍の</u>配偶者・父母・子等 がマイナポータル又は市区町村窓口(本籍地・お住まいの自治体等)にて取得した符 号をご使用いただけます。
 - ※ 市区町村窓口にて符号を取得する場合は、取得を希望する自治体の HP 等にて あらかじめ必要書類等をご確認ください。
- (2) 符号の有効期限は発行から3か月となります。証明申請を行う時点で、申請の 翌開館日から起算して2開館日以上の残存有効期間が必要です。
- (3) 符号は有効期間内であれば、同一戸籍内の方で何回でも使用することができます。

参考リンク)

- 戸籍電子証明書提供用認識別符号とは
- マイナポータル上での符号の取得方法
- 在外公館での戸籍謄(抄)本の取扱いについて
- 戸籍情報連携システムに関するお知らせ